

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月26日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例 ((平成27年10月6日条例第42号)以下、「条例」という。)	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年1月26日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている(2)件 []行っていない	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている(54)件 []行っていない	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年1月26日	II-5 移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 ※具体的には該当する事務を行う部署が確定後に追記する。	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部総務課、同総務部保護自立支援課、同保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、各区保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保険年金課、北区市民部篠路出張所、都市局市街地整備部住宅課、教育委員会学校教育推進課 それぞれの移転先に対して①～⑦を記載	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年1月26日	II-5 移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第2項に基づき制定した条例で定めた事務を行う部署 ※具体的には該当する事務を行う部署が確定後に追記する。	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保険福祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同総務部保護自立支援課、同保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部住宅課、各区保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出張所 それぞれの移転先に対して①～⑦を記載	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	I-7② 所属長	税制課長 市村 義範、市民税課長 入澤 豊、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 中川 憲春	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	III-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)からシステム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	III-3 リスク2 その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	III-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	IV-1② 監査	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報化推進部に報告する。 3 必要に応じて情報化推進部が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	I-2 システム8 国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 国税連携システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ 2 税システムから国税連携システム(eLTAX)への連携 ① 扶養是正情報等データ	国税連携システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 国税連携システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ ④ 住民登録外課税通知データ 2 税システムから国税連携システム(eLTAX)への連携 ① 扶養是正情報等データ ② 住民登録外課税通知データ	事前	通知方法の変更(紙から電子)に伴う変更であり、想定されるリスクとその対策には影響がないことから重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-5 法令上の根拠	札幌市個人番号利用条例((平成27年10月6日条例第42号)以下、「条例」という。)	札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-7② 所属長	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I-(別添1) 事務の内容	・(図・備考欄とも) 金融機関 ・(図) 領収済通知書 -	・(図・備考欄とも) 金融機関・収納代行業者・指定代理納付者 ・(図) 領収済通知書等 矢印(⑤)税額通知等追加	事後	市税のクレジットカード納付開始に伴う評価対象事務全体像の一部変更であり、特定個人情報ファイルは扱わないため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(59)件 [O]移転を行っている(54)件 []行っていない	[O]提供を行っている(61)件 [O]移転を行っている(54)件 []行っていない	事後	番号法の一部改正に伴う件数追加であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 移転先1 ①法令上の根拠	条例第4条第2項	利用条例第4条第2項	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 移転先2 ①法令上の根拠	条例第4条第3項	利用条例第4条第3項	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 (別紙1) 項番1・2・3・4・6・26・39・42・58・61・62・80・87・94・117	介護保険給付関係情報(項番1のみ「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。))	介護保険給付等関係情報(項番1のみ「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 (別紙1) 項番38	-	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会による照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う項目追加であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 (別紙1) 項番85の2	-	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長による照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う項目追加であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	II-5 提供先2	1 厚生労働大臣(日本年金機構) 2 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 3 地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市長官舎職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	1 厚生労働大臣(日本年金機構) 2 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 3 地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	事後	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う指定都市職員共済組合の全国市町村職員共済組合連合会への加入による変更(集約)であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	III-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で利用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じ、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で利用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。	事後	個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	III-5 リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。	1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。	事後	個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月13日	I-2 システム2 ③他のシステムとの接続	[]その他 ()	[O]その他 (証明書コンビニ交付システム)	事後	接続するシステムの追加であり重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	I-6② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、1 8、23、26、27、28、29、31、34、35、37、 39、40、42、48、54、57、58、59、61、6 2、63、64、65、66、67、70、71、74、80、 84、87、91、92、94、97、101、102、10 3、106、107、108、113、114、115、11 6、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、1 8、23、26、27、28、29、31、34、35、37、 38、39、40、42、48、54、57、58、59、6 1、62、63、64、65、66、67、70、71、74、 80、84、85の2、87、91、92、94、97、10 1、102、103、106、107、108、113、11 4、115、116、119の項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	I-7② 所属長の役職名	税制課長 増田 信一、市民税課長 岩佐 有 3、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課 長 山田 一雄	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納 税指導課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	I-(別添1) 事務の内容	-	図に「証明発行連携サーバ」、「証明書交付セ ンター(J-LIS)」及び失印(⑨各種証明)を追加	事後	コンビニ証明書交付発行開始 に伴う評価対象事務全体像の 一部変更であり、特定個人情 報ファイルは扱わないため、 重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	II-4 委託事項4⑥ 委託先名	株式会社札幌メールサービス	競争入札により決定する。	事後	委託先の決定は競争入札に より行われ、委託先が変わ ることがあるため、調達方法と しての記載に変更するもので あり、重要な変更にはあたら ない。
平成30年6月13日	II-4 委託事項5⑥ 委託先名	日本ユニシス株式会社北海道支店	競争入札により決定する。	事後	委託先の決定は競争入札に より行われ、委託先が変わ ることがあるため、調達方法と しての記載に変更するもので あり、重要な変更にはあたら ない。
平成30年6月13日	II-5 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(61)件 [O]移転を行っ ている(54)件 []行っていない	[O]提供を行っている(60)件 [O]移転を行っ ている(54)件 []行っていない	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	II-5 提供先2⑦ 時期・頻度	2 特別徴収税額通知 年1回(7月)	2 年金特徴税額等変更通知 年5回	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
平成30年6月13日	II-5 提供先3① 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	II-5 提供先4⑥ 提供方法	[O]紙	[]紙	事後	特定個人情報の提供方法を 減らす変更であり、重要な変 更にはあたらない。
平成30年6月13日	II-5 移転先1	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子 育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施 設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画 課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢 保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障 がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部 総務課、同総務部保護自立支援課、同保健所 感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金 課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部 健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、各区 保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保 険年金課、北区市民部篠路出張所、都市局市 街地整備部住宅課、教育委員会学校教育部教 育推進課	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子 育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施 設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画 課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢 保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障 がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部 総務課、同総務部保護自立支援課、同保健所 感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金 課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部 健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、北 区市民部篠路出張所、都市局市街地整備部住 宅課、教育委員会学校教育部教育推進課	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	II-5 移転先2	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児 童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て 支援課、同子育て支援部施設運営課、保険福 祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福 祉課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢 保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部 障がい福祉課、同総務部保護自立支援課、同 保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部 住宅課、各区保健福祉部保健福祉課、同保健 福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同 保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出 張所	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児 童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て 支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福 祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福 祉課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢 保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部 障がい福祉課、同総務部保護自立支援課、同 保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部 住宅課、各区保健福祉部保健福祉課、同保健 福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同 保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出 張所	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	II-5 (別紙1) 項番8	(事務) 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登 録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給 付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの (特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であって 主務省令で定めるもの	(事務) 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付 費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの (特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護 保険給付等関係情報又は障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給に関する情報(以下 「障害者自立支援給付関係情報」という。)で あって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番11	(特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であって 主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護 保険給付等関係情報又は障害者自立支援給 付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番16	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給に 関する情報であって主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障 害者自立支援給付関係情報であって主務省令 で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番26	(特定個人情報) 地方税関係情報、母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 に関する情報、児童手当法による児童手当若し くは特別給付の支給に関する情報(以下「児童 手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係 情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による自立支援給 付の支給に関する情報であって主務省令で定 めるもの	(特定個人情報) 地方税関係情報、母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 に関する情報、児童手当法による児童手当若し くは特別給付の支給に関する情報(以下「児童 手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係 情報又は障害者自立支援給付関係情報であ って主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番74	(特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるも の	(特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であ って主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番87	(特定個人情報) 地方税関係情報、母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 に関する情報、児童手当関係情報、介護保険 給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律による 自立支援給付の支給に関する情報であって主 務省令で定めるもの	(特定個人情報) 地方税関係情報、母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 に関する情報、児童手当関係情報、介護保険 給付等関係情報又は障害者自立支援給付関 係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番94	(事務) 介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	(事務) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番106	(事務) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与に関する事務であって主務省令で定め るもの	(事務) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与及び支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番108	(特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であ って主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護 保険給付等関係情報又は障害者自立支援給 付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番116	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給に 関する情報であって主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障 害者自立支援給付関係情報であって主務省令 で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番119	-	都道府県知事による照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番117・120	-	項目削除	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙2) 項番1	(移転先における用途) 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登 録に関する事務であって主務省令で定めるもの	(移転先における用途) 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定に関する事務であ って主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙2) 項番30	(移転先) 保険福祉局総務部総務課	(移転先) 保健福祉局総務部総務課	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙2) 項番32	(移転先における用途) 外国人通知による生活に困窮する外国人の保 護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する 事務であって規則で定めるもの	(移転先における用途) 生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に関する事務であって規則 で定めるもの	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙2) 項番37	(移転先における用途) 札幌市介護保険条例による保険給付の支給又 は保険料の徴収に関する事務であって規則で 定めるもの	(移転先における用途) 札幌市介護保険条例による保険料の徴収に関 する事務であって規則で定めるもの	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に 基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提 供者、照会・提供可能な特定個人情報をリス ト化したもの。	(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基 づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提 供者、照会・提供可能な特定個人情報をリス ト化したもの。	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年12月17日	I-1 ②事務の内容 (別添1)事務の内容	-	図中の国税連携システムに係る部分を変更	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅱ-4 委託の有無	5件	6件	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅱ-4 委託事項6	-	eLTX(地方税ポータルシステム)とのデータ連 携サービスの提供及び運用支援業務に係る事 項を追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	Ⅱ-6 ①保管場所	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。）及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱（平成25年6月20日地電協制定、以下「認定要綱」という。）」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報情報が保管される。 2 保管される特定個人情報、上記基準に沿った取扱いが行われる。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅱ-6 ②保管期間	6年以上10年未満	10年以上20年未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年12月17日	Ⅱ-6 ③消去方法	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 認定委託先事業者が予め定めた方法により、情報の消去を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年12月17日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	電子申告・年金特徴システム	審査システム	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	電子申告・年金特徴システム（2か所）	審査システム（2か所）	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じ、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じ、外部記憶媒体の利用制御システムにより、外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年12月17日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	委託業者の選定を行う際に、業務の内容に応じた必要な基準の充足や認証取得状況など特定個人情報保護の保護を適切に行うことができるか確認するとともに、個人情報保護の取扱いについて契約書に定めている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。	＜システム基盤（税宛名）および各税システムの運用保守業務における措置＞ システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を順守していることを監査する等、その利用の正当性について確認することが技術基準に定められている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置	① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。	① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準及び認定要綱に定められた基準を満たすデータセンターにサーバを設置するとともに、これらの基準に沿ってサーバの管理を行っている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準及び認定要綱に沿って、ファイアウォールによる通信制御やコンピュータウイルス混入防止などのセキュリティ対策を実施している。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク1 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理し、地方税法による保管年数経過後に消去する。	生存する市民の個人番号と同様に管理し、保管年数経過後に消去する。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク3 消去手順 手順の内容	1 地方税法に定められた保管年数を経過した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。	1 保管年数を経過した情報に関して、情報を消去する。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準により、認定委託先事業者はセキュリティ対策の定期的な見直しを行うことが定められている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は協議会による外部監査を受検することが定められている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における 措置＞ 技術基準により、認定委託先事業者は、システムに係わる職員に対し、セキュリティ対策についての教育及び研修を実施することが定められている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	IV-3	-	以下の文言を追加 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における 措置＞ 技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	重要な変更